

かごしま外国人材受入活躍推進会議設置要綱

(目的)

第1条 県内において受入れが増加している外国人材の安定的な受入体制の整備や、共生社会の実現に向けた相互理解の促進、安心して働き、暮らせる環境整備等を推進するとともに、関係機関の連携強化を図るため、かごしま外国人材受入活躍推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 外国人材の安定的な受入体制の整備に関する事
- (2) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進に関する事
- (3) 外国人材が安心して働き、暮らせる環境の整備に関する事
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織及び会議)

第3条 会議は、別表に掲げる団体等において外国人労働者の受入れ、支援等を所管する事務局長又は実務責任者等及び外部有識者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 2 会議に座長を置き、鹿児島県商工労働水産部次長をもって充てる。
- 3 会議は、必要に応じて座長が招集する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、商工労働水産部外国人材受入活躍支援課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	分野	構成員
経済・業界団体	経済・産業	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県経営者協会 ・鹿児島経済同友会 ・鹿児島県商工会議所連合会 ・鹿児島県商工会連合会 ・鹿児島県中小企業団体中央会
	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県農業協同組合中央会
	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人鹿児島県医師会 ・一般社団法人鹿児島県老人福祉施設協議会 ・公益社団法人鹿児島県老人保健施設協会
	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人鹿児島県建設業協会 ・一般社団法人鹿児島県建築協会 ・鹿児島県建築専門業団体連絡協議会
	宿泊 外食	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人鹿児島県観光連盟 ・鹿児島県飲食業生活衛生同業組合
監理団体，登録支援機関		<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルリンク事業協同組合 ・中小企業地域振興事業協同組合 ・事業協同組合ヒューマンサポート ・T&T事業協同組合
有識者等	多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島大学法文学部
	在留資格	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県行政書士会
	労働法令	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県社会保険労務士会
	日本語教育	<ul style="list-style-type: none"> ・九州日本語学校
	留学生	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島大学学生部国際事業課
	海外情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェットロ鹿児島貿易情報センター
	国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人鹿児島県国際交流協会
行政	国	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島労働局職業対策課 ・福岡出入国在留管理局鹿児島出張所
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市 ・鹿屋市 ・枕崎市 ・出水市 ・西之表市 ・霧島市 ・和泊町
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・商工労働水産部商工政策課，雇用労政課，水産振興課 ・観光・文化スポーツ部観光課，国際交流課 ・くらし保健福祉部保健医療福祉課，社会福祉課，介護保険室 ・農政部経営技術課 ・土木部監理課 ・危機管理防災局危機管理課 ・教育庁義務教育課，高校教育課 ・警察本部刑事部組織犯罪対策課

令和3年度 県外国人材受入活躍推進関連事業当初予算

- 新型コロナの感染状況によっては、執行が難しいことも予想されるが、令和2年度同様、オンラインを活用するなど、可能な限り事業目的を達成できるよう取り組んでまいりたい。

(単位:千円)

事業名	R3当初	R2当初	事業内容	担当課
ベトナム人材受入・交流促進事業	8,728	11,339	ハイズオン省との連携協定等に基づき、外国人材の安定的な受入を図るとともに、農業分野等の専門家派遣や相互交流を行う。併せて、「ベトナム・テト(旧正月)フェスタ」を開催するなど、ベトナムとの関係強化を図る。	外国人材受入活躍支援課
新たな送り出し国との関係構築事業	3,421	5,840	今後の外国人材の送り出し国として有望なミャンマーやフィリピン等との関係構築を図るため、送り出し機関と県内監理団体等とのマッチングや、本県の魅力のPR等を行う。	外国人材受入活躍支援課
外国人材受入企業等支援事業	1,698	3,183	県内企業等における外国人材の適切な受入れ・雇用管理を推進するため、企業向けの相談窓口の設置や、セミナーを開催する。	外国人材受入活躍支援課
外国人材活躍推進助成事業	2,163	2,163	外国人材の定着を促進するため、受入企業等が行う外国人材に対する日本語学習や、地域との交流、本県の自然や文化の体験等の取組を支援する。	外国人材受入活躍支援課
外国人材確保支援事業	2,817	2,792	県内監理団体等が外国人材採用活動において活用できる、本県の魅力や外国人材の活躍事例等をまとめた外国語版のパンフレットを作成するとともに、ベトナム人材向けに、本県の魅力や本県で活躍する外国人材等をFacebookで情報発信するなど、本県の認知度向上を図る。	外国人材受入活躍支援課
外国人総合相談窓口運営事業	10,592	10,592	在留外国人が生活に係る適切な情報や相談場所に到達できるよう情報提供を行うとともに、多言語で相談に対応する窓口を運営する。	外国人材受入活躍支援課
県内企業グローバル人材活用支援事業	3,145	3,469	外国人留学生など高度外国人材の採用により、海外展開やインバウンドの受入れを図る県内企業を支援するため、企業と留学生のマッチング等を実施する。	外国人材受入活躍支援課

(単位:千円)

事業名	R3当初	R2当初	事業内容	担当課
コロナ禍における外国人材受入支援事業	102,172	102,172 (R2.12補)	新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の14日間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援する。	外国人材受入 活躍支援課
かごしま多文化共生社会推進事業	2,793	2,344	外国人が住みやすい魅力的な鹿児島の実現を図るとともに、多くの外国人が県内各地で活躍できるよう、県民と在留外国人の交流イベント・講座の開催や地域における特色ある国際交流活動等を支援するほか、日本語等講座の実施や日本語サポーターの養成、関係機関による連絡会議、市町村等への多文化共生アドバイザー派遣などを開催する。	国際交流課
外国人介護福祉士候補者学習支援事業	17,825	10,095	外国人介護福祉士候補者及び外国人介護人材が、円滑に修学・研修・就労ができるよう、受入施設が実施する日本語学習支援、生活支援等の取組に対する助成を行う。	社会福祉課
介護施設等外国人留学生支援事業	15,929	38,055	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生の受入れを促進するため、介護施設が県内での就労を希望する留学生に対して給付する学費等の一部を助成する。	社会福祉課
外国人介護人材受入支援事業	6,497	7,666	県内の介護事業所で就労する外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、介護技能の向上につながる集合研修を実施するとともに、地理的要因等で集合研修に参加できない事業者が個別に研修を実施する際の支援を行う。	介護保険室
農業分野外国人技能実習制度適正推進事業	2,111	2,111	農業分野における外国人技能実習制度の適正な実施を図るため、制度の普及・啓発活動等や、農協等による農作業請負方式技能実習制度の活用を推進するとともに、外国人技能実習生と地域住民との交流を支援する。	経営技術課
合計	179,891	201,821		

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金

～待機施設までの国内移動費を補助対象経費に追加しました～

事業目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援します。
令和3年10月からは、公共交通機関の不利用が要請される入国後一定期間の待機施設までの国内移動費についても、補助対象経費に追加しました。(追加分については、令和3年4月1日に遡って適用します。)
なお、1人当たり及び1事業者当たりの上限額に変更はありません。

補助事業者

外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者

※「特定活動」は別に定めるものに限る。

【対象となる外国人材の在留資格】

「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(※)」

補助対象経費 ・ 補助金額

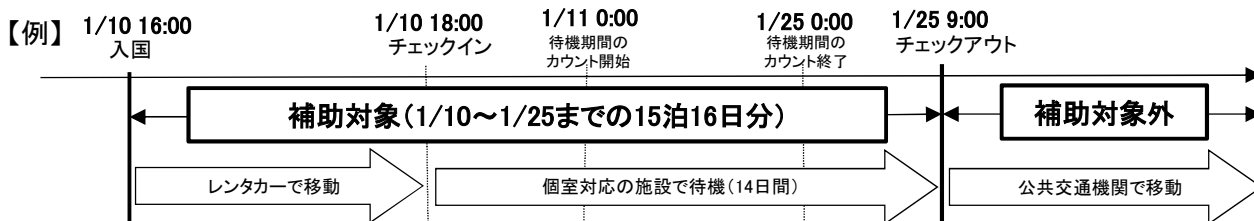
次に掲げる経費のうち、令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)までの間に、外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日(月)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

入国分	外国人材が日本への入国後一定期間要請される (1) 待機に係る宿泊費 (2) <u>公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費(車両借上費、燃料費、有料道路通行料金)</u>	(1): 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち車両借上費、有料道路通行料金: 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち燃料費: 空港ごとの定額(別に定める空港以外の場合は、最短距離(km)×20円×4/5) ((1)及び(2)の合計が1人当たり上限 10万円)
帰国分	外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限 3万円)

上記、入国分及び帰国分を合わせて1事業者当たり100万円を上限とします(千円未満切り捨て)。

※ 国、市町村等による他の補助金を申請した補助対象経費は補助対象外です。

※ 令和3年10月11日(月)現在、入国日を0(ゼロ)日目として、入国の次の日から起算して、最大14日間の待機及び公共交通機関の不利用が要請されています。要請された待機期間が14日間の場合は、15泊16日分が補助対象となります。



申請期間

申請期間は、補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日から、2か月後の日(閉庁日にあたる場合はその直後の開庁日)又は令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までです。

※ 令和3年4月1日(木)～10月11日(月)に完了した入国分に係る国内移動費の申請は、12月13日(月)まで受け付けます。

※ 本事業は執行管理の観点から、申請事業者における入国後の事務処理及び郵送に係る期間を考慮した上で、申請期限を設定しています。入国時期等によっては申請期間が短い場合もありますがご了承ください。

申請書等の入手方法

申請書の様式及び申請要領は、鹿児島県のホームページに掲載しています。
「鹿児島県 外国人材受入支援 補助金」で検索してください。

申請方法

郵送又は持参

※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。

※申請期限が迫っている場合はご持参ください。

提出書類

(1) 申請書及び請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類送付状（チェックシート） ・交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
(2) 補助金対象者名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者名簿（第2号様式）
(3) 補助対象経費の支払証拠書類（領収書の写し等） ※ 監理団体等が立替払いした場合は、①「監理団体等から申請者宛に発行された領収書（明細書）」の写し及び②「監理団体等の支払先（宿泊施設等）から監理団体宛に発行された領収書（明細書）」の写しを添付 ※ ①、②のいずれかに必要事項が記載されている必要があります。	【車両借上費】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（借上車両、借上期間（借受日、返却日、借上日数）、1人当たりに必要な費用（※）、支払者、支払日）がわかるものの写し <small>※自社以外の外国人材が含まれる場合のみ</small> ・パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し（入国した空港等が確認できる部分）
	【有料道路通行料金】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（利用区間、利用期間、1人当たりに必要な費用（※）、支払者、支払日）がわかるものの写し（領収書や利用証明書の写し等） <small>※自社以外の外国人材が含まれる場合のみ</small> ・パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し（入国した空港等が確認できる部分）
	【宿泊費】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（利用した外国人材の氏名、宿泊期間、宿泊施設名、1人当たりに必要な費用、支払者、支払日）がわかるものの写し
	【PCR検査費及び陰性証明書発行費】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（検査受診者、検査日、検査機関名、1人当たりに必要な費用、支払者、支払日）がわかるものの写し <small>※外国人材個人が立替払いした場合は、①「検査機関から外国人材個人宛に発行された領収書（明細書）」の写し及び②「申立書」を添付</small> ・帰国日がわかる海外航空券や予約確定メール等の写し
	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（検査受診者、検査日、検査機関名、1人当たりに必要な費用、支払者、支払日）がわかるものの写し
(4) 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書
(5) 在留資格及び入国日を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し <small>※申請時点で在留カードの写しを手元にない場合は、パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し</small>
(6) 県内の事業所で雇用する又は雇用予定であることを証する書類	【技能実習生の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習計画認定通知書の写し及び技能実習計画認定申請書（第1～2面）の写し <small>※技能実習生ごとにすべて準備してください。</small>
	【特定技能や特定活動など指定書が交付されている場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・パスポートの指定書のページの写し及び雇用契約書の写し
	【その他の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格認定証明書の写し及び雇用契約書の写し
(7) 振込先口座が確認できる通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の表紙を開いた見開き等、カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページの写し

※上記以外で、補足書類の提出を求める場合があります。

申請先及びお問合せ先

鹿児島県 外国人材受入活躍支援課 補助金申請窓口

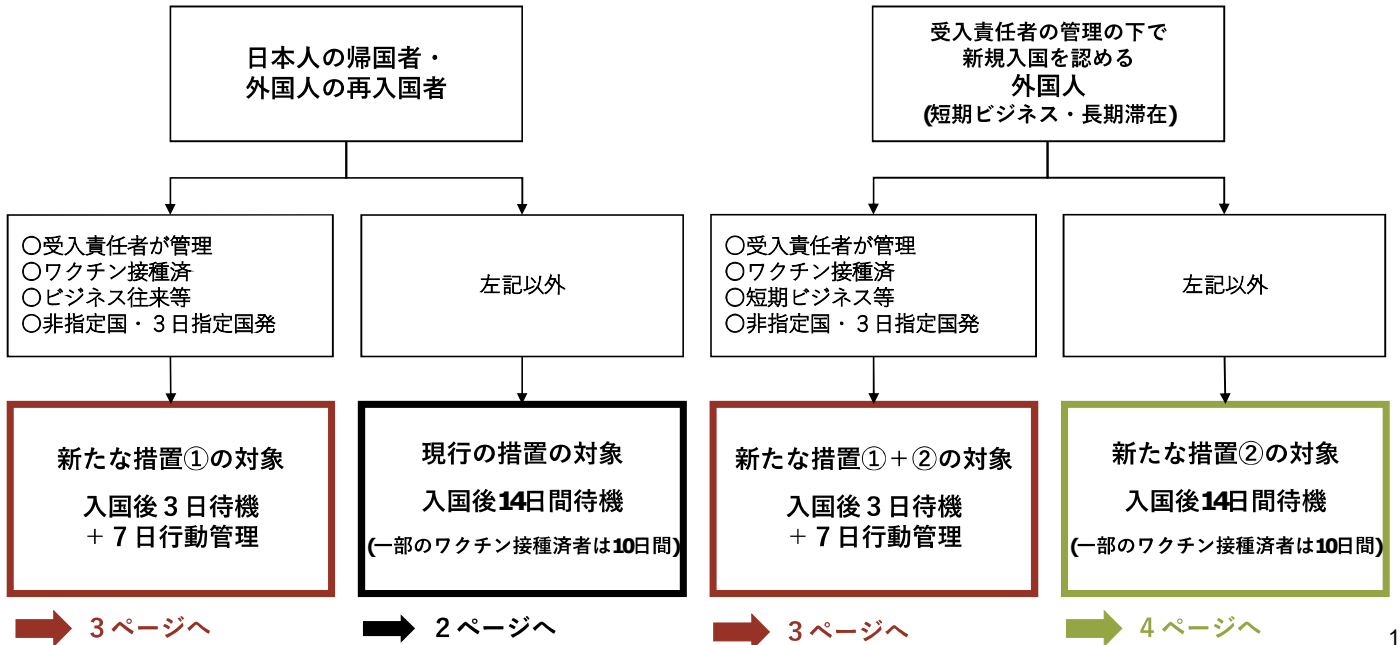
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3320(直通) 受付時間 9時～17時(土日祝・年末年始除く)

水際対策に係る新たな措置について

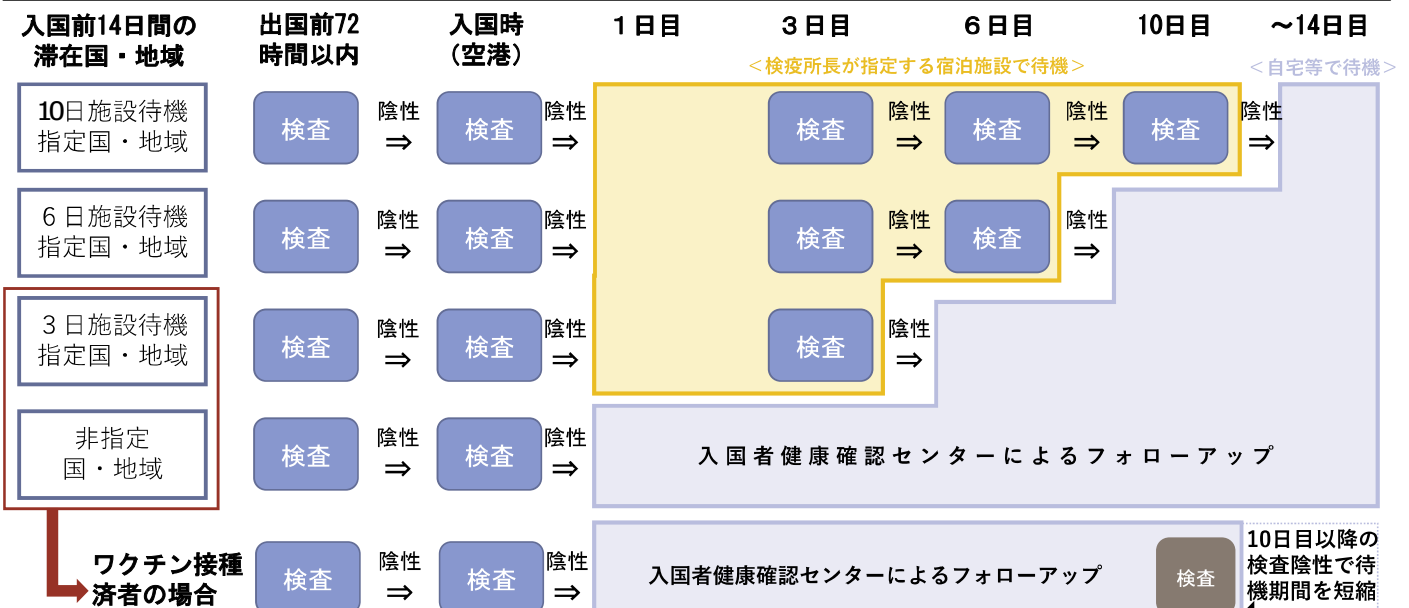
新たな措置

- ① 企業等の受入責任者の管理の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和
(10日待機→3日待機+7日行動管理)
- ② 外国人の新規入国制限の緩和
(短期ビジネス滞在、長期滞在の新規入国を許可)



現行の水際措置（受入責任者による管理不要）

- ① 滞在国のリスクに応じて、検疫所長が指定する宿泊施設での待機や検査を追加実施。
- ② 陰性が確認され自宅等での待機に入った後は、入国後14日目までフォローアップを実施。
- ③ ワクチン接種者(6日・10日待機指定国からの者を除く)には、検疫所長が指定する宿泊施設や自宅等での待機期間、フォローアップの期間を一部短縮。



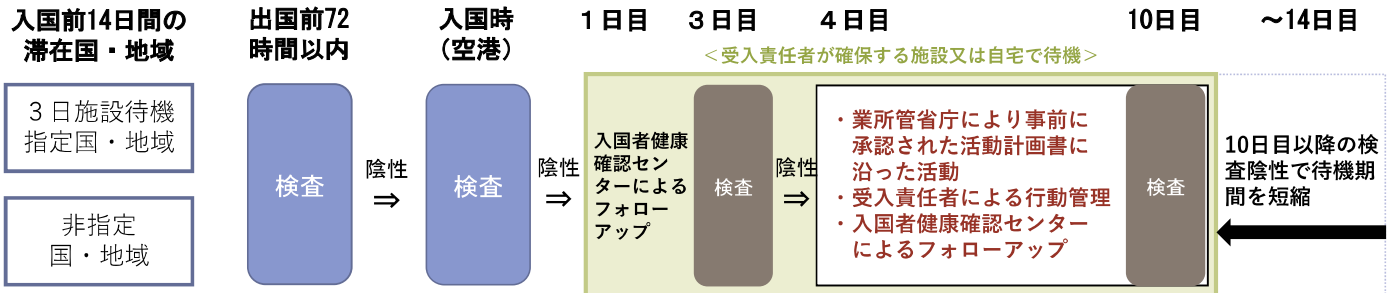
※検査結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検をしてください。

(参考) 最新の指定国・地域の一覧については、下記の外務省海外安全ホームページをご参照ください。
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_20210127.html

水際対策に係る新たな措置による入国（行動制限緩和有り）

- ①～③のいずれも満たす入国者は、入国前に、受入責任者（企業等）が業所管省庁に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和することができます。
- ① 日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在又は緩和が必要な事情があると業所管省庁が認めた長期間の滞在の新規入国者である
 - ② 入国日前14日以内に10日施設待機指定国・地域又は6日施設待機指定国・地域での滞在歴がない
 - ③ ワクチン接種済者である

<入国後の待機解除までの流れ（最短スケジュールの場合）>



<行動制限の緩和措置により可能となる活動の例>

※検査結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検をしてください。

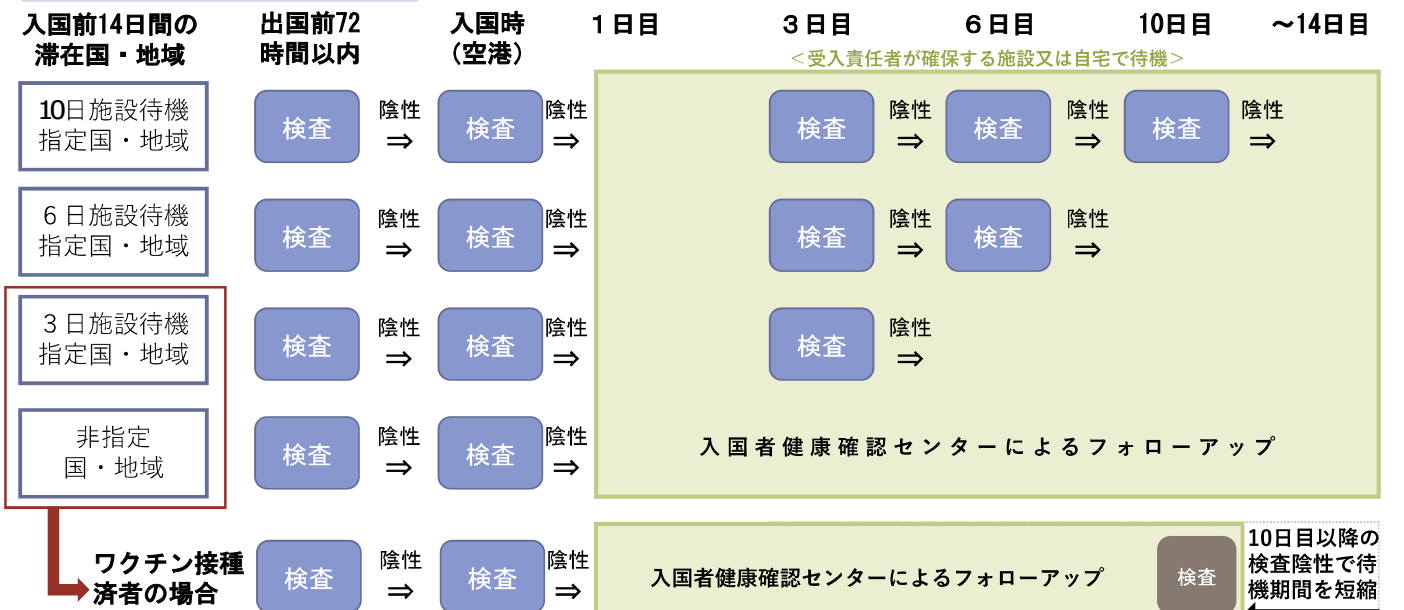
活動の種類	組み合わせる措置
公共交通機関での移動	<ul style="list-style-type: none"> 国内線の航空機、鉄道（座席指定ができる新幹線・特急列車に限る。）、バス（座席指定ができるものに限る。）、旅客船（個室又は座席指定ができる便に限る。）、タクシー（運転手と空間的分離ができる車両に限る。）のいずれかを事前予約して利用 直前の検査、飲食は必要最小限（水分補給を行う場合は会話をしない、食事をとる必要がある場合は熟食、飲酒は控える）等
集会・イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> 直前の検査 飲食を伴う場合は、主催者等の定めるルールに従う
飲食店の利用・会食	<ul style="list-style-type: none"> 直前の検査、第三者認証店を利用、原則個室で実施、飲酒は必要最小限 国内在住者との会食については、参加者全員の会食後10日間の健康観察（体温や症状の有無等）
仕事・研修	<ul style="list-style-type: none"> 他者との身体的接触を伴う活動や実習等は不可 距離の確保、換気を含む感染防止策の実施

3

水際対策に係る新たな措置による入国（行動制限緩和無し）

- 入国後の待機期間中の行動制限緩和の対象とならない外国人であっても、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在又は長期間の滞在の者については、入国前に、受入責任者（企業等）が業所管省庁に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下で、新規入国することができます。

<入国後の待機解除までの流れ>



※検査結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検をしてください。

4



1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等

出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国時の検疫での抗原定量検査、入国後の自宅等待機・公共交通機関不使用方法等の防疫措置の詳細は厚生労働省のホームページを参照。

(1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に160の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否（詳細については「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

- ①再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による再入国
- ②日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
- ③「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者
- ④令和3年11月5日付け、水際対策強化に係る新たな措置（19）2.（外国人の新規入国制限の見直し）に基づいて新規入国する者 → 下記2参照
- ⑤入国目的に公益性が認められる者（個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断）
※例えば、ワクチン開発の技術者 等
- ⑥その他人道上の配慮の必要性がある場合

(2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上記(1)の措置に併せ、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、現在、原則として「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給

※現在、再入国の場合を除き、原則として、入国前に在外公館において査証の取得が必要

2 外国人の新規入国制限の見直し

下記(1)又は(2)の新規入国を申請する外国人については、業所管省庁から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めるもの

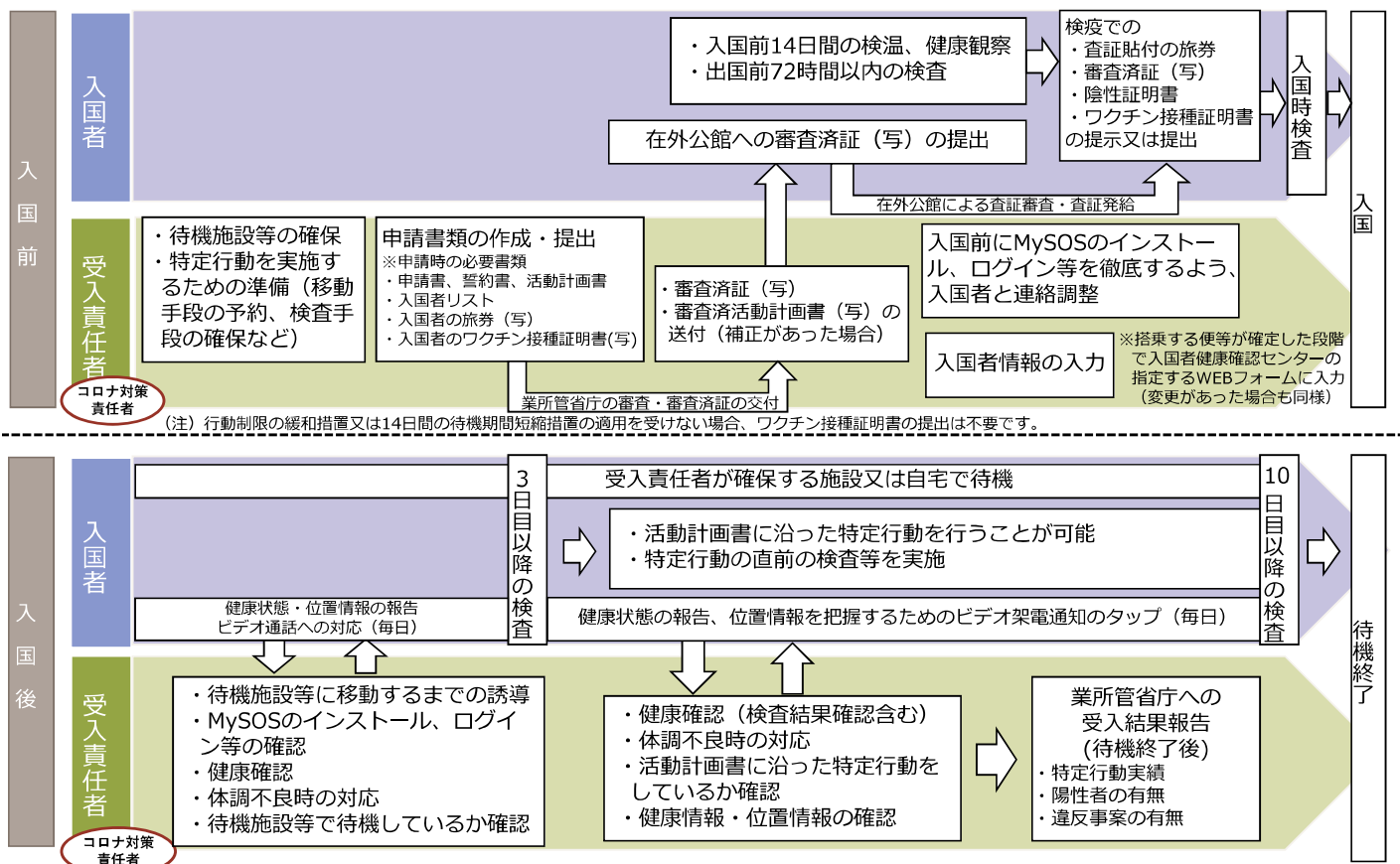
(1) 商用目的又は就労目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国

(2) 長期間の滞在の新規入国

→ 制度の概要については、厚生労働省ホームページ（水際対策強化に係る新たな措置（19）について）を参照

水際対策強化に係る新たな措置（19）事務フローイメージ

※行動制限の緩和措置、新規入国制限の緩和措置、14日間の待機期間短縮措置を適用する場合の事務フロー



厚生労働省

【地域外国人材受入れ・定着モデル事業】

令和3年度中間報告

厚労省「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」の概要



目的

2019年に新在留資格「特定技能」が創設された。
しかし、人手不足に対応した外国人材の受入れについては、以下の懸念があった。
①受け入れた外国人材が都市部等に集中するのではないか
②中小企業においては受入れや雇用管理に関する知識・ノウハウ等が十分ではない
そのため、厚労省職業安定局 外国人雇用対策課としては、外国人材の職場や地域への定着を図るための事例を蓄積し、普及していく必要があると考え、本事業を実行している。

対象地域

北海道、群馬県、岐阜県、福井県、鹿児島県

事業内容（項目は実施計画に準ずる）

- (1) 本事業の周知及び参加企業(求人)の募集
- (2) 外国人材の募集
- (3) 受入・定着支援（企業）
- (4) 定着支援（地域ネットワーキング）

(1) 本事業の周知及び参加企業(求人)の募集

① 支援対象企業の募集

事業周知：昨年度同様にオンラインセミナーを中心に支援対象企業の募集を継続している。主な周知活動と申込済みの支援企業数は以下の通り。

周知セミナー回数	令和2年度	令和3年度 (4/1～9/30)
全体	1	1
介護分野	23	13
飲食料品製造分野	0	10
農業分野	1	1
合計	<u>25回</u>	<u>25回</u>

参加企業数	令和2年度	令和3年度 (4/1～9/30)
鹿児島県	14	15
5道県合計	<u>33社</u>	<u>57社</u>

モデル事業HPのアクセス件数	
令和2年度	令和3年度 (3/29～9/26)
86,389	171,775

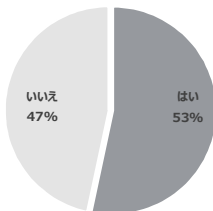
※アクセスレポートの集計期間と月初、月末の日程が合わないため3/29～9/26となっている。

(1) 本事業の周知及び参加企業(求人)の募集

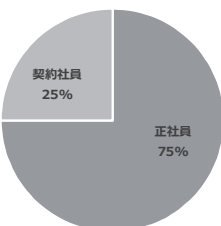
② 求人改善支援

求人票策定時に日本人と同等の待遇になるよう助言・支援を実施。本事業の求人改善の企業の実施状況は以下の通り。

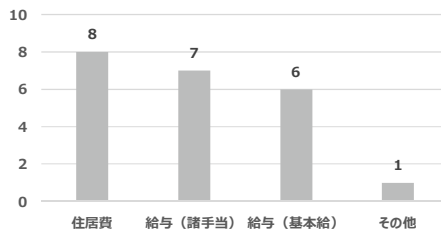
事務局との相談により待遇改善を行いましたか？



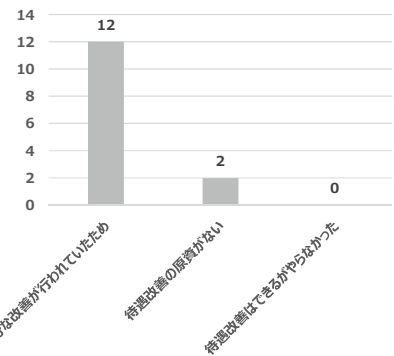
貴社で働くどの人材と最も近い待遇となりましたか？



待遇改善を行った点



待遇改善を行わなかった理由



※(N=30) 受入研修が終了した事業者へのアンケート結果のため9/30時点で回答30社の結果

(2) 外国人材の募集

① 外国人材向け求人情報の発信

昨年度に引き続きウェブサイトと各送り出し国のパートナー企業を通じて、本事業の周知を進めている。ウェブサイトの国別アクセス数と応募人数は以下の通り。

	令和2年度	令和3年度 (3/29～9/26)
フィリピン	35,560	19,909
インドネシア	6,787	6,687
ネパール	535	985

※ネパールにアクセスポイントがなくインド経由となるためネパールのアクセス数はインド、ネパールの双方からのアクセス数となる。

	応募人数	割合
フィリピン	76	21%
インドネシア	242	66%
ネパール	47	13%
総計	365	100%

(2) 外国人材の募集

②～④ 選考、育成・訓練、マッチング

昨年度に引き続きフィリピン、インドネシア、ネパールで人材を専攻し訓練を提供した。育成済み人材と受け入れ企業はオンラインでマッチングを実施した。オンライン面接回数とマッチング数、内定者の国籍は以下の通り。

	令和2年度	令和3年度(4/1～9/30)
面接回数	17回実施 参加者152名(重複除く) 参加企業40社(重複除く)	48回実施 参加者225名(重複除く) 参加企業56社(重複除く)
マッチング(内定者)数	90	141

	内定人数	割合
フィリピン	61	26%
インドネシア	145	63%
ネパール	25	11%
総計	231	74%

(3) 受入・定着支援（企業）

給与以外で多い企業選択理由
面接の印象
タイミング（他社で先に内定等）
勤務環境（福利厚生等）
生活環境（住居等）

本事業の定着支援（抜粋）

面接前ガイダンス（面接会前）

面接の際の質問の仕方、注意点・留意点についてレクチャーします。質問例のリストをお渡しするので参考に、質問を考えることができます。

※ ガイダンス内容：面接をするときの留意点、よくある「ミスコミュニケーション」と「文化・環境の違い」への理解 等

異文化理解研修（内定受諾後）

外国人材を受けれるにあたっての心構えや、よく起こることをケーススタディ方式でなぜそのような問題が起こったのか理由と解決策を皆で考えながら受講いただけます。現場の方への共有に便利な動画有り！

※ 研修内容：異文化理解とは、ケーススタディ（コミュニケーション） 等

定着計画策定ミーティング（異文化理解研修後）

個社別に受入れ準備シートをもとに、実情に合わせて外国人材の受入れに向けた対応事項の洗い出しや、担当者の設定、実施方法について定期的にミーティングを組んで、相談しながら進めていきます。

※ 実施内容：受入れ準備シートの作成、内定者面談のサポート 等

入国後も6か月間定期面談などフォローしていきます。

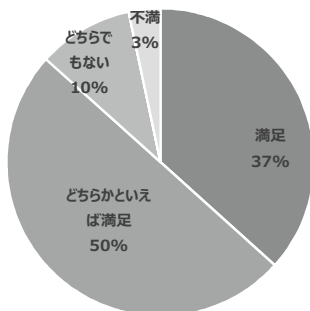
Copyright © PERSOL HOLDINGS CO., LTD. All Rights Reserved.

(3) 受入・定着支援（企業）

① 受入環境整備支援

受入のための支援全体（定着計画策定、異文化理解含む）の満足度は以下の通り。

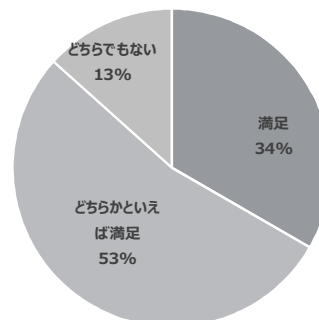
入社前準備サポート（受入体制作り）の満足度



② 定着計画策定支援

受け入れ企業ごとの定着支援の策定支援の満足度は以下の通り。

定着計画策定ミーティングの満足度

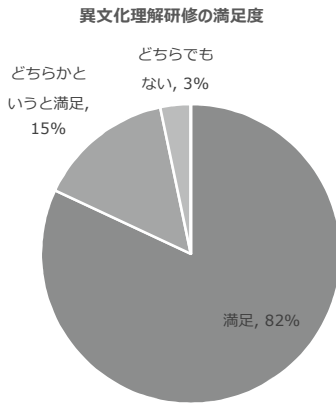


※（N=30）受入研修が終了した事業者へのアンケート結果のため9/30時点で回答30社の結果
質問は「満足」、「どちらかという満足」、「どちらでもない」、「どちらかという不満」、「不満」から選択。回答のない項目（0%）は上記グラフに入れていない。

(3) 受入・定着支援（企業）

③ 異文化理解研修

異文化理解研修の満足度は以下の通り。



※（N=61）定着支援研修のみ個別アンケートを実施しているためN数が現時点で多くなっている。

④ 入国後のモニタリング・フォローアップ

9/30日時点で入国ができていないため未実施。

(4) 定着支援（地域ネットワーキング）

- ① 地域外国人材受け入れ体制構築：聞き取りを通じて担当部署と担当者を確認。
- ② 地域の受入計画の策定支援：各地域の施策を確認して、国や同県の施策と合わせた定着支援情報を網羅したマトリックスを策定。
- ③ 外国人材の地域での認知向上支援：入国が始まっていないため未実施。
- ④ 外国人材と地域住民の異文化理解促進支援：入国が始まっていないため未実施。
- ⑤ 外国人材と地域住民の共同事業の実施支援：入国が始まっていないため未実施。

	道県別 市区町村数	受入自治体		セミナー 受講数	聞き取り 調査完了	マトリックス 作成完了数
		数	カバー 率			
鹿児島	43	16	37%	10	7	6
合計（5道県）		57		25	21	6

県内における技能実習生等の県外流出の状況について

(県内監理団体からの聞き取り等により作成)

令和3年11月 外国人材受入活躍支援課

新型コロナの水際対策として、新規の技能実習生等の入国制限が続く中、帰国便については、チャーター便の臨時運航等により一定数の出国が続いていることから、全国的に賃金水準が低い本県においては、国内の技能実習修了者等が県外へ流出するケースが増えてきている。

1 県外流出事例

- (1) 帰国困難なため、在留資格を特定活動に変更後、実習先企業に黙って他社を面接し、就職先が決まり次第、特定技能1号の在留資格で県外へ転出するケースがあった。
- (2) 技能実習を修了し、特定技能に移行後、1年もしないうちに他社へ転職するケースがあった。
- (3) 県外の派遣会社が、技能実習生の母国の友人を通じて、転職の話を持ちかけてくるケースがあった。
- (4) 技能実習生のOB等が、SNS等で転職を呼びかけるようなケースがあった。
- (5) 技能実習生の中には、在留資格に関する制度理解が不十分なため、誤った理解や都合のよい解釈で転職を判断し、実習先企業を退職後、必要な在留資格が得られず、再度監理団体等に相談にくるケースがあった。

2 県内監理団体や事業者が行っている流出防止対策の例

- (1) 技能実習生から突然転職希望等の意思表示されても、実習先企業は困るので、監理団体としては、期間更新の6か月前に実習生本人にヒアリングを行い、希望を確認している。
- (2) 流出防止のために、時給単価を上げたところ、技能実習3号希望者や特定技能希望者が増加した。
- (3) 技能実習3号へ移行する実習生へ一部退職金制度を導入することで、実習を継続している企業がある。
- (4) 技能実習生のリーダー的存在とよく協議し、特定技能として自社に残るための条件（環境）を整えている企業がある。

失踪技能実習生を減少させるための施策



1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 母国語相談体制の充実
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討(PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出国・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業名の公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の概要

〔令和3年6月15日〕
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

口我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。
口新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
口今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《**施策1**》
- 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《**施策2**》

(2)啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《**施策7**》
- 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《**施策8**》

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

(1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《**施策9**》
- FRESO/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《**施策10**》

(2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《**施策21**》
- 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《**施策22**》
- 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《**施策23**》
- 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《**施策27**》
- 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《**施策28**》
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《**施策32**》

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

(1)地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《**施策34**》
- JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《**施策39**》

(2)生活サービス環境の改善等

- 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《**施策50**》
- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《**施策56**》
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14言語の外国人向けパンフレット等の配布、犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施）《**施策58**》

(3)外国人の子供に係る対策

- 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《**施策66**》
- 学齢簿システムと住民基本台帳システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《**施策69**》

(4)留学生の就職等の支援

- 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《**施策79**》
- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《**施策82**》
- 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《**施策95**》

(5)適正な労働環境等の確保

- 外国人労働者のための視聴覚教材の多言語化（14言語化）《**施策98**》
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《**施策104**》

(6)社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《**施策110**》

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

(1)災害時等の非常時における情報発信・支援

- 「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《**施策114**》

(2)新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等

- 高等教育機関・日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防に資する情報等の提供《**施策118**》
- 各省庁が把握しているインフルエンサー等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《**施策119**》
- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《**施策120**》
- 留学生が多く在籍する日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《**施策121**》
- 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《**施策122**》
- 「高度外国人材活躍推進ポータル」における新型コロナウイルス感染症に関する情報発信・イベントの実施《**施策125**》
- 困窮留学生等を支援する関係機関とハローワークの連携による就職支援及び支援内容の周知《**施策126**》
- 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《**施策128**》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

(1)特定技能外国人のマッチング支援策等

- 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《**施策123**（再掲）》

(2)特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用等の検討《**施策134**》

- 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加及び業務区分の整理に係る検討《**施策141**》

(3)悪質な仲介事業者等の排除

- 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の活用による日本国内の取組の側面支援《**施策156**》

(4)海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《**施策161**》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

(1)在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《**施策163**》
- 外国人本人によるオンライン申請の利用の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《**施策164**》
- 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《**施策166**》

(2)在留管理基盤の強化

- 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の住居地情報の整備《**施策170**》

(3)留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《**施策179**》

(4)技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理局と技能実習機構が連携して行う調査の強化等による技能実習制度の適正化《**施策97**（再掲）》
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止《**施策184**》
- 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《**施策186**》
- 解雇された技能実習生への監理団体による着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握による適切な転職支援《**施策187**》
- 技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《**施策188**》

(5)不法滞在者等への対策強化

- 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《**施策189**》

★ 多文化共生とは？
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと(総務省多文化共生の推進に関する研究会(H18))

県内の在留外国人を取り巻く状況
(R2年12月末)

- (1) 在留外国人数(人口に対する割合)
12,204名 ※ H27年度比 約1.7倍 (0.8%)
- (2) 主な国籍別外国人数(割合) [前年度比]
1位 ベトナム 5,198人(42.6%) [6.0%増]
2位 中国 2,060人(16.9%) [10.0%減]
3位 フィリピン 2,009人(16.5%) [4.3%減]
- (3) 在留資格別外国人数(割合) [前年度比]
1位 技能実習 5,717人(46.8%) [8.0%減]
2位 永住者 2,402人(19.7%) [0.0%減]
3位 留学 733人(6.0%) [27.8%減]
※ 上位3つの在留資格で、72.5%
- (4) 市町村別の人口に対する在留外国人率
2%以上 3自治体(さつま町・大崎町・東串良町)
1%~2%未満 12自治体
(枕崎市・出水市・指宿市・垂水市・曾於市・志布志市・南九州市・十島村・湧水町・錦江町・和泊町・知名町)
0.1%以上1%未満 28自治体
(参考:鹿児島市 0.6%)

〇市町村の取組状況

- (1) 日本語学習の支援
①日本語教室等の有無
有 7 無 35
検討中 1
- ②日本語教室立ち上げの課題(①で「無」と回答があった市町村)
講師人材 20 予算 5
ノウハウ 1 環境体制 6
ニーズの把握 6
現時点で必要なし 8
- (2) 防災の支援
①在留外国人支援を想定した訓練の実施
実施済 2
実施予定 3
未実施 38
- ②在留外国人への災害時の支援
HP・リーフレットでの多言語案内 15
アプリでの多言語案内 5
ハザードマップでの多言語案内 3
避難時での多言語表示 2
地域・企業との連携 2
防災ラジオの活用 1 特になし 16
- ③喫緊の課題
避難・災害情報の伝達
避難所での対応 など

表1 外国人雇用企業からの意見

分野
① 一定レベルの日本語能力の習熟
② 安定的な受入人数の確保
③ 文化・生活習慣の相互理解
④ 失踪や事故等への対応
⑤ 受入企業の体制整備 (指導人員の不足、住居の確保、社内規定の整備など)
⑥ 多言語対応の生活環境整備 (ごみ出し、公共施設利用など)

表3 日本語教室講師等の意見

- ①日本語教室は、外国人の居場所の1つとなっている。
…一義的な機能は在留外国人の居場所となること
- ②県内で日本語を学ぶ場が少ない
…日本語教室があるのは8市町のみ、離島などに居住する方への配慮
- ③日本語教室の運営は、ボランティアが多く、スキルアップの機会が少ない。
…4市はボランティア講師、2市で実施
- ④日本語教室参加者が地域のイベントに出店した
…在留外国人が地域を盛り上げる主体となっている
- ⑤最低限度の語学指導を受けたいニーズは増えている
…R1年度の日本語講座(枕崎市)30名定員に93名の応募
※日本語教室は、初期はプロの指導、その後ボランティアが行うことが車の両輪となる。

表2 在留外国人から多かつた意見

【在留外国人が暮らしやすくなるために行ってもらいたいこと】

分野	主な意見
① 外国語の生活情報の提供	・外国語や、やさしい日本語による情報の提供を充実させてほしい。 ・ホームページなどで外国人向けページにアクセスしづらい。 ・災害の情報を早く外国人に届けてほしい。 ・外国籍住民向けの情報(医療、保険、支援)をまとめて確認したい。 ・外国語の案内表示をふやしてほしい。 ・窓口で外国語の対応ができるシステムを整えてほしい。 ・火災や地震などの避難訓練を実施してほしい。
② 交流機会の増	・外国人の子供が就学できるようにしてほしい。 ・在留外国人と日本人住民が交流する機会を増やしてほしい。 ・社会から孤立していると感じる。
③ 就職支援・仕事	・在留外国人の就職を支援してほしい。 ・言葉が通じず、仕事が見つからない。
④ 学ぶ機会の充実	・在留外国人が日本語や日本文化を学ぶ機会を充実させてほしい。
⑤ 住民の異文化理解の推進	・日本人住民の異文化理解を進めてほしい。 ・保証人が見つけれず住宅が借りられない。簡単に入居したい。

表4 外国人総合相談窓口への相談内容

【多かつた相談】R2.4~R3.3
※ 当該期間での相談窓口への相談件数は446件

分類	件数	主な内容
① 雇用・労働	83	・就職・アルバイト先を探している。 ・雇用主や同僚とのトラブル
② 入管手続	75	・在留資格に関する問合せ ・転居や転職に伴う手続き
③ 日本語学習	35	・日本語を学びたい。 ・おすすめの教材を知りたい。

現状等

課題

主な取組

1 コミュニケーション(言葉)の壁の解消

- (1) 情報の多言語化(表1-⑥、表2-①、表4-③)
①外国語や、やさしい日本語による情報の提供を充実させてほしい。
②ホームページなどで外国人向けページにアクセスしづらい。
③災害の情報を早く外国人に届けてほしい。
④在留外国人向けの情報(医療、保険、支援)をまとめて確認したい。
⑤外国語の案内表示を増やしてほしい。
- (2) 日本語・日本社会学習支援
(表1-①、表2-④、表3-①②③④⑤、表4-③)
①外国籍住民が日本語や日本文化を学ぶ機会を充実させてほしい。

2 生活の壁の解消

- (1) 住居(表1-③⑤⑥、表2-⑤)
①保証人が見つけれず住宅が借りられない。簡単に入居したい。
- (2) 教育・就職(左記1の②と同じ、表1-②、表2-③、表4-①)
①外国人の子供が就学できるようにしてほしい。
②在留外国人の就職を支援してほしい。
- (3) 労働環境(表1-②④⑤⑥、表2-③、表4-①)
①言葉が通じず、仕事が見つからない。
- (4) 医療・保健・福祉(表1-④、表2-①、表4-②)
①窓口で外国語の対応ができるシステムを整えてほしい。
- (5) 防災(表1-③、表2-①)
①火災や地震などの避難訓練を実施してほしい。

3 意識の壁の解消

- (1) 地域社会に対する意識の啓発(表1-③、表2-②④⑤)
①在留外国人と日本人住民が交流する機会を増やしてほしい。
②日本人住民の異文化理解を進めてほしい。
- (2) 在留外国人の社会参画(表2-②、表3-④)
①社会から孤立していると感じる。

- ① 外国人総合相談窓口の運営(外国人人材受入活躍支援課、県国際交流協会)
- ② 多言語コールセンター(観光課)
- ③ 県ホームページの多言語化(広報課)
- ④ 日本語・日本文化等理解講座(国際交流課、県国際交流協会)
- ⑤ 日本語サポーター(ボランティア)の養成(国際交流課)
- ⑥ 日本語サロン「おしゃべりひろば」(県国際交流協会)
- ⑦ 在住外国人のための災害対応支援事業(県国際交流協会)

- ① 保証人となる居住支援団体等との連携(住宅政策室)
- ② 119番通報や救急現場における多言語対応(消防保安課)
- ③ 110番通報の多言語対応や各種コミュニケーションツールの活用(県警本部)
- ④ 観光庁災害時情報提供アプリ「Safety tips J」の周知(観光課、国際交流課、災害対策課)
- ⑤ 日本語指導を行う教職員向け研修(義務教育課)
- ⑥ 多言語相談のための、ICT及びアプリ活用推進(国際交流課)
- ⑦ 災害時外国人支援事業(県国際交流協会)
- ⑧ 在住外国人のための災害対応支援事業(県国際交流協会)【再掲】

- ① 県国際交流員や在留外国人などによる国際理解講座(県国際交流協会)
- ② 市町村等との多文化共生推進会議(国際交流課・外国人材受入活躍支援課・県国際交流協会)
- ③ 市町村・団体等が行う交流イベントへの助成(国際交流課)
- ④ 日本語教室代表者ネットワーク会議(国際交流課)
- ⑤ 外国人による日本語スピーチコンテスト(県国際交流協会)
- ⑥ 在住外国人のための災害対応支援事業(県国際交流協会)【再掲】
- ⑦ 多文化共生アドバイザーの派遣(国際交流課)

※ アンダーラインは、R3年度から実施予定

※ 国際交流課で実施できないものについては、情報提供・取組の啓発を行う。

鹿児島県が目指す
将来像

全ての県民が、国籍や民族の違いに関わらず、
互いに絆を育み、
在留外国人が「鹿児島に住んでよかった」と思える地域づくり

- ① 全ての県民が、国籍や民族の違いに関わらず、お互いに分かり合える社会
- ② 在留外国人が安心して生活し、地域社会の一員として活躍する社会
- ③ 在留外国人が本来の目的を達成できる社会

課題	R3年度までに行う取組(下線はR3年度～)	今後の取組(案)
1 コミュニケーション(言葉)の壁の解消 (1) 情報の多言語化 ① 外国語や、やさしいにほんごによる情報の提供を充実させてほしい。 ② ホームページなどで外国人向けページにアクセスしやすい。 ③ 災害の情報を早く外国人に届けてほしい。 ④ 外国籍住民向けの情報(医療、保険、支援)をまとめて確認したい。 ⑤ 外国語の案内表示を増やしてほしい。 (2) 日本語・日本社会学習支援 ① 外国籍住民が日本語や日本文化を学ぶ機会を充実させてほしい。	① 外国人総合相談窓口の運営(外国人材受入活躍支援課・県国際交流協会) ② 多言語コールセンターの運営(観光課) ③ 県ホームページの多言語化(広報課) ④ 案内表示の多言語化の推進(観光課、土木部) ① 受入企業等が行う外国人材の日本語教育に関する取組への助成(外国人材受入活躍支援課) ② 日本語・日本文化等理解講座(国際交流課、県国際交流協会) ③ 日本語教室の情報提供(国際交流課) ④ 日本語サポーター(ボランティア)の養成(国際交流課) ⑤ やさしい日本語講座(国際交流課) ⑥ 日本語教室代表者ネットワーク会議(国際交流課) ⑦ 日本語指導を行う教職員向け研修(義務教育課) ⑧ 日本語サロン「おしゃべりひろば」(県国際交流協会) ⑨ 在住外国人のための災害対応支援事業(県国際交流協会)	① 相談窓口の機能充実(外国人材受入活躍支援課・県国際交流協会) ② 多言語コールセンターの利用促進(観光課) ③ 県ホームページのやさしい日本語での情報発信を強化(広報課、国際交流課) ④ 案内表示の多言語化の推進(観光課、土木部) ① 継続実施 ②～④ 継続実施、ニーズに合わせた日本語教室の立ち上げ支援(国際交流課) " 日本語教室の運営の支援(国際交流課) " 在留外国人への日本語教室開催情報を継続して積極的に周知(国際交流課) ⑤ やさしい日本語の更なる普及(国際交流課・県国際交流協会) ⑥ 日本語教室のスキルアップ・運営等の相談支援機能の充実(国際交流課) ⑦ 義務教育課程で必要な日本語教育の学習支援体制の拡充(義務教育課) ⑧ 継続実施
2 生活の壁の解消 (1) 住居 ① 保証人が見つけれず住居を借りられない。 簡単に入居したい。 ※ 国は、家賃債務保証業者の利用を推進 (2) 教育・就職 ① 外国人の子供が就学できるようにしてほしい。 ② 在留外国人の就職を支援してほしい。 (3) 労働環境 ① 言葉が通じず、仕事が見つからない。 (4) 医療・保健・福祉 ① 窓口で外国語の対応ができるシステムを整えてほしい。 (5) 防災 ① 火災や地震などの避難訓練を実施してほしい。	① 保証人となる居住支援団体等との連携(住宅政策室) ② 居住支援に関する外国人向け相談窓口の確保(住宅政策室) ③ 居住支援団体や不動産事業者等の多言語対応支援(住宅政策室) ①-1 教育機会の確保に関する意見交換会の実施(義務教育課) ①-2 教職員の専門性(指導力)向上に向けた研修の実施(義務教育課) ② 外国人介護福祉士候補者等への支援(社会福祉課) ③ 各大学等留学生担当者意見交換会(県国際交流協会) ④ 県内企業と留学生のマッチング支援(外国人材受入活躍支援課) ① 農業分野技能実習制度研修会の開催(経営技術課) ② 外国人介護人材が円滑に就労できるよう研修会を開催(介護保険室) ③ ハローワーク等の職業紹介機関に関する情報提供(外国人材受入活躍支援課) ④ 外国人介護人材への生活支援等を行う介護施設等への支援(社会福祉課) ① 多言語相談のための、ICT及びアプリ活用推進(国際交流課) ② 国の電話通訳サービス事業の県内関係機関への周知(保健医療福祉課) ① 119番通報や救急現場における多言語対応(消防保安課) ② 110番通報の多言語対応や各種コミュニケーションツールの活用(県警本部) ③ 災害時外国人支援事業(県国際交流協会) ④ 多言語表示シートの活用促進(国際交流課、災害対策課) ⑤ 観光庁災害時情報提供アプリ「Safety tips」の周知(観光課、国際交流課、災害対策課) ⑥ 防災訓練への外国人参加の呼びかけ(国際交流課、災害対策課) ⑦ 在住外国人のための災害対応支援事業(県国際交流協会)【再掲】	①～③ 継続実施 ①-1 継続実施し、保護者への適切な情報を提供(義務教育課) ①-2 継続実施 ② 外国人介護福祉士の確保・定着(社会福祉課) ③～④ 継続実施 ① 継続実施(経営技術課) ② 県内の介護事業所で就労する外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、令和3年度も継続して研修会を開催(介護保険室) ③ 継続実施 ④ 継続実施 ① ICT及びアプリ等の活用の継続的な推進(国際交流課) ② 継続実施 ①～⑥ 行政関係者・外国人双方への様々な機会を捉えた周知・活用の推進(国際交流課ほか) ③⑥ 災害時の在留外国人支援体制の構築(国際交流課ほか)
3 意識の壁の解消 (1) 地域社会に対する意識の啓発 ① 在留外国人と日本人住民が交流する機会を増やしてほしい。 ② 日本人住民の異文化理解を進めてほしい。 (2) 在留外国人の社会参画 ① 社会から孤立しているように感じる。	① 県国際交流員による国際理解講座(県国際交流協会) ② 鹿児島県庁内連絡会議(国際交流課) ③ 市町村等との多文化共生推進会議(国際交流課・外国人材受入活躍支援課) ④ 外国人による日本語スピーチコンテストの開催(県国際交流協会) ⑤ 受入企業等が行う外国人材の定着に向けた取組への助成(外国人材受入活躍支援課) ⑥ 市町村・団体等が行う交流イベントへの助成(国際交流課) ⑦ 協力隊OBと留学生による国際理解講座(県国際交流協会共催) ⑧ 青少年国際協力体験事業(県国際交流協会共催) ⑨ 地域国際交流促進事業(県国際交流協会) ⑩ 国際交流員等とのランチタイムトーク(県国際交流協会) ⑪ 多文化共生アドバイザーの派遣(国際交流課) ⑫ 在住外国人のための災害対応支援事業(県国際交流協会)【再掲】 ① 在留外国人による公募型国際理解講座(県国際交流協会)	① 継続実施 ② 県での課題共有及び新たな取組の推進(国際交流課) ③ 市町村等の各主体の新たな取組の推進(国際交流課) ④ 継続実施 ⑤ 継続実施 ⑥ 継続実施 ⑦～⑪ 継続実施 ① 継続実施 ② 外国人住民の地域自治会や社会活動への参画(町内会、実行委員会など)(国際交流課ほか)

※ 在留外国人などから意見聞き取りにより、多文化共生社会推進に努めていきます。(国際交流課)

本県における外国人労働者の状況について

1. 外国人労働者の状況(令和2年10月末現在)

(単位:人)

外国人労働者数	※技能実習生数						
	8,761 (8,387)	前年同期比374人, 4.5%の増加			5,861 (5,722)	前年同期比139人, 2.4%の増加	
国籍別	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	ネパール	ミャンマー	その他
R2.10月末	4,627	1,362	1,299	385	164	99	825
(R元.10月末)	(4,240)	(1,325)	(1,406)	(312)	(159)	(90)	(855)
構成比	52.8%	15.5%	14.8%	4.4%	1.9%	1.1%	9.4%
※技能実習生数 R2.10月末	4,096	632	640	310	1	66	116
(R元.10月末)	(3,874)	(650)	(751)	(248)	(5)	(58)	(136)
構成比	69.9%	10.8%	10.9%	5.3%	0.0%	1.1%	2.0%
在留資格別	技能実習	身分に基づく 在留資格	専門的・技術的 分野の在留資格	資格外活動	その他		
R2.10月末	5,861	1,321	923	519	137		
(R元.10月末)	(5,722)	(1,256)	(771)	(546)	(92)		
構成比	66.9%	15.1%	10.5%	5.9%	1.6%		
産業別	製造業	農業・林業	卸売業・ 小売業	建設業	宿泊業・飲食 サービス業	医療・福祉	その他
R2.10月末	3,884	1,226	893	841	316	284	1,317
(R元.10月末)	(3,811)	(1,194)	(825)	(739)	(327)	(204)	(1,287)
構成比	44.3%	14.0%	10.2%	9.6%	3.6%	3.2%	15.0%

※ 鹿児島労働局「外国人雇用状況の届出状況」による。()内は、令和元年10月末の数値
技能実習には、帰国困難により在留資格が「技能実習」から「特定活動(6か月)」に変更された者も含む。

2. 特定技能外国人の状況(令和3年6月末現在)

総数	介護	ビル クリーニング	素形材産業	産業機械 製造業	電気・電子情 報関連産業	建設業	造船 船用工業
	8	0	1	3	27	25	0
327	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
	2	0	0	104	1	154	2

※出入国在留管理庁